

# 国民健康保険税の介護分適用除外について

国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の方は、介護保険第2号被保険者となり、国民健康保険税の「介護分」が賦課されます。

ただし、介護保険適用除外施設に入所（入院）されている方は、届出により国民健康保険税のうち「介護分」の納付が不要となります。

該当の施設に入所（入院）されている方は、届出書を二本松市役所税務課までご提出ください。  
また、施設を退所（退院）した場合においても同様に届出が必要になります。

## ◆ 届出が必要なとき

- ・40歳以上65歳未満の二本松市国保の方が、介護保険適用除外施設に入所したとき
- ・すでに介護保険適用除外施設に入所している二本松市国保の方が、入所中に40歳に到達したとき
- ・40歳以上65歳未満の二本松市国保の方で、入所している施設が新たに介護保険適用除外施設になったとき
- ・40歳以上65歳未満の二本松市国保の方が、介護保険適用除外施設を退所したとき

## ◆ 届出に必要なもの

- ・国民健康保険身体障害者支援施設等に入所（入院中）の者に関する届出書
- ・施設入所証明書（退所した場合には、施設退所証明書）
- ・本人確認できるもの（マイナンバーカード、免許証などの写し）

## ◆ 介護保険適用除外施設について

- ・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（生活介護および施設入所支援に係るものに限る）
- ・障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る）
- ・児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ・児童福祉法第6条の2の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定する施設
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等
- ・生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設
- ・労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設
- ・障害者支援施設（知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る）
- ・指定障害者支援施設（生活介護および施設入所支援の支給決定を受けて入所している知的障害者および精神障害者に係るものに限る）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、同法施行規則第2条の3に規定する施設（療養介護を行うものに限る）

※介護保険適用除外施設に該当するかについては、入所（入院）している施設または、福島県のホームページでご確認ください。